

(議) 第 1 号

秋田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和7年3月18日

提出者

秋田市議会議員 小林 一夫  
外35名

秋田市議会議長 菅原 琢哉 様



秋田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市議会の個人情報保護に関する条例（令和４年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第２条第10項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和６年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。